

小林市・野尻町合併協議会の合併協定調印に至る経過報告

合併協議会幹事長の末元でございます。調印に先立ちまして、合併協定調印に至る経過について、ご報告を申し上げます。

お手元にあります資料の中の合併協定調印式の資料をお開きいただきますと、式次第の右のページに合併協定調印に至るまでの経過が記載されておりますが、これは「小林市・野尻町合併協議会」の経過でございます。ご承知のとおり、当西諸地域の合併協議につきましても、それ以前から取り組みがなされてきておりましたので、本日はこれらを含めましてご報告申し上げます。

西諸地域は、これまで消防、介護保険の認定審査など広域行政に取り組んできました。とりわけ小林市、高原町、野尻町は、住民の生活圏、経済圏を一つにしており、行政区域の枠を越えた広域的な圏域が形成されております。

このような状況のもと、平成19年12月27日に、高原町、野尻町から、将来にわたって住民福祉の一層の向上と、西諸圏域の一体的な均衡ある発展を推進するため、1市2町の合併が必要との認識に立って、小林市に合併協議会設置の申し入れがございました。

これを受けて、平成20年4月1日に、合併新法の期限となる平成22年3月末までの合併を目指し、1市2町での合併協議及び新市基本計画の作成を行うため、「小林市・高原町・野尻町合併協議会」を設置しました。計9回にわたる合併協議会及び計16回の小委員会を開催し、保健・医療のうち公立病院の取扱いを除く、すべての協定項目について協議を終了いたしました。

このような中、小林市立市民病院と国民健康保険高原病院の取扱いについて、経営形態を巡る小林市と高原町の見解の相違により協議が難航し、結果として「小林市・高原町・野尻町合併協議会」は、当分の間、休止することになりました。なお、合併協議会の休止を受け、高原町におかれましては、協議の再開は困難であり、単独で自立するという旨をお知らせで町民に周知されました。

また、野尻町におきましては、平成20年11月10日に「道州制を展望しつつ生活圏を同じくする地域が合併することで、一体的・効率的なまちづくりや財政基盤強化による地方分権、協働のまちづくりの推進、少子高齢化などの多様化する行政ニーズに対応できる」との認識に立ち、小林市に1市1町での法定合併協議会の設置を申し入れました。

小林市におきましては、「国・地方ともに厳しい財政状況、少子高齢化や人口減社会、地方分権や道州制の本格的な進展等の社会情勢を踏まえると、市町村合併は決して避けては通れないため、合併新法の下で野尻町との合併を実現すべきである」との認識に立ち、野尻町の法定合併協議会設置の申し入れを受諾いたしました。

そこで、地域住民の合併への機運の高まりを踏まえ、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律の規定に基づき、合併協議会の設置について12月1日に両市町の議会に提案し、小林市、野尻町ともに議会の議決を得たことから、合併新法の期限となる平成22年3月末までの合併を目指し、1市1町での合併協議及び新市基本計画の作成を行うため、同日に小林市・野尻町合併協議会を設置いたしました。

新たに設置いたしました「小林市・野尻町合併協議会」の経過につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、昨年12月14日に第1回協議会を開催し、今年1月8日までに計3回の合併協議会を開催し、43の合併協定項目について協議・確認を進めてまいりました。そしてこの度、すべての協定項目の確認、決定がなされましたので、合併協定書を調製し、本日ここに調印式を迎える運びとなったところでございます。

この間、3回の首長会・幹事会合同会議と度重なる専門部会・分科会等を開催し、十分な協議・調整を行ってきたところでございますが、合併の協議につきましては、住民生活に直接関わる問題でありますことから、各地域の住民の意向を十分に反映することを第一に考え、協議・調整を進めてまいりました。

特に事務事業の調整や新市基本計画の作成にあたりましては、1市2町で実施いたしました「住民アンケート」でのご意見やご提言などを十分に反映させるととも

に、各世帯に配布いたします「合併協議会だより」、ホームページでの協議内容等の公開など、徹底した広報広聴を行うことに重点を置きながら、新市の将来像の設定や地域別の振興策等を構築してきたところでございます。

協議結果につきましては時間の関係もございまして、主に合併協定項目のうち基本5項目についてのご紹介とさせていただきます。

基本5項目につきましては、まず、合併の方式は、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。合併の期日は、「平成22年3月23日(火)」とする。新市の名称は、「小林市」とする。新市の事務所(本庁)の位置は、現在の小林市役所とし、現在の野尻町役場の位置に総合支所を置き、野尻庁舎と呼称する。現在の紙屋支所については出張所とする。財産及び債務の取扱いにつきましては、野尻町の財産及び債務は、すべて小林市に引き継ぐものとする等が確認をされております。

また、合併に際して「周辺地域がさびれるのではないか」という住民の方々の不安を払拭するため、合併新法の特例を適用し、野尻町の区域に「地域自治区」を6年間設置、併せて地域住民の代表の皆様による地域協議会を設置し、地域自治区の事務所には、事務所長に代えて特別職の区長を2年間に限り設置することとしたところでございます。この「地域自治区」の設置により、野尻町の住民の皆様のご意見を十分に反映した新市のまちづくりができるものと考えております。

これまでの合併協定項目の「まとめ」につきましては、合併協議会だよりやホームページにおきまして、ご報告してきたところでございますが、合併協議会設置にあたり開催いたしました住民説明会の際に、住民の皆様方からいただきましたご意見・ご要望につきましては、今後、約1年間の新市移行の具体的な準備事務や新市での各種施策に、十分反映させてまいりたいと考えております。なお、協定項目の詳細につきましては、お手元の合併協定書をご参照いただきたいと思います。

むすびに、本日までご尽力いただきました合併協議会委員の皆様方をはじめ、折に触れて適切にご指導、ご支援を賜りました宮崎県ご当局、小林市議会議員並びに野尻町議会議員の皆様方、そして多くの関係者の方々に、衷心から深く感謝を申し上げ、合併協定調印に至る経過報告とさせていただきます。